

# 公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、防衛大学校における科学技術その他の学術（以下「科学技術等」という。）に関する研究に対する助成、科学技術等の奨励及び教育訓練に対する援助・助成を行うとともに、防衛問題研究者の資質向上のための援助・助成を行い、もって、我が国の防衛基盤の育成強化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防衛大学校における科学技術等に関する研究に対する助成
- (2) 防衛大学校における科学技術等の奨励
- (3) 防衛大学校における教育訓練に対する援助・助成
- (4) 防衛大学校の外国人留学生に対する援助・助成
- (5) 防衛問題研究者の資質向上のための援助・助成
- (6) 会員に対する防衛思想の啓発及び会員相互の親睦
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 財産及び会計

(財産の種類別)

第5条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして別表に掲げる財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第5条の2 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第5条の3 本会の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本会の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の承認を受けた書類については、その内容を評議員会に報告するものとする。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(活動計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項各号に掲げる書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員等名簿(理事及び監事並びに評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。)

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第9条の2 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

3 公益充実資金並びに特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

## 第4章 評議員

(評議員)

第10条 本会に評議員6名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
    - ① 国の機関
    - ② 地方公共団体
    - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、当該評議員及び当該評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は3親等以内の親族である関係その他特別な利害関係（一方の者と他方の者との間において、当該他方の者が次の各号に掲げる者に該当する関係をいう。）にあるものをいう。）にある評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 当該一方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ロ 当該一方の使用人
  - ハ イ又はロに掲げる者以外の者であつて、当該一方の者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ニ ロ又はハに掲げる者の配偶者
  - ホ イからハまでに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にしているもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして法令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者（次のイ及びロに掲げる者をいう。）である評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - ロ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
    - ① 国の機関
    - ② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- (3) 理事、監事及び評議員（以下この号において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらの者と次に掲げる特殊の関係がある者（以下次号において「親族等」という。）の数が評議員の数のうちに占める割合は、3分の1以下であること。
- イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にするもの
  - ニ 次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員（①において「会社役員」という。）又は使用人である者
    - ① 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人
    - ② 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人
- (4) 評議員には、監事及びその親族等が含まれないこと。
- 3 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあつては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 5 第3項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第13条 評議員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年度の総額が75万円を超えないものとする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

### (構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

### (権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）並びに財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

### (招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### (決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員会の決議に、評議員として議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事若しくは監事又は評議員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合及び評議員の候補者の合計数が第10条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

### (決議の省略)

第18条の2 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会に出席した評議員のなかからその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

(評議員会運営規則)

第21条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定めるものとする。

## 第6章 役員等

(役員を設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上11名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の規定により監事を選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

3 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 各理事について、当該理事及び当該理事と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は3親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として法令で定めるものをいう。第5項及び第6項において同じ。）にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして法令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 各理事について、各監事と特別利害関係を有するものであってはならない。

7 監事には、理事及び評議員並びにそれらと特別利害関係にある者が含まれてはならない。また、各監事は、相互に特別利害関係があってはならない。

8 理事のうち1人以上は、次の各号をすべて満たす者でなければならない。

(1) 本会の常務理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前10年間本会の常務理事又は使用人であったことがない者

(2) 本会の設立者でない者

9 監事のうち1人以上は、次の各号をすべて満たす者でなければならない。

(1) 本会の理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前10年間本会の理事又は使用人であったことがない者

(2) 本会の設立者でない者

10 理事、監事及び評議員（以下この項において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者の数が理事又は監事の数のうちに占める割合は、いずれも3分の1以下でなければならない。

- (1) 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にするもの
- (4) 次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員（イにおいて「会社役員」という。）又は使用人である者
  - イ 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人
  - ロ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

#### （理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事長及び常務理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席し、意見を述べなければならない。

#### （監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。

#### （役員任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### （役員解任）

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

第28条 理事及び監事には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年度の総額が、理事については120万円を、監事については50万円を、それぞれ超えないものとする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

#### (取引の制限)

第28条の2 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第34条の2に定める理事会運営規則によるものとする。

#### (責任の免除)

第28条の3 本会は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

#### (会長及び相談役)

第28条の4 本会に、会長1名及び相談役若干名を置くことができる。

2 会長は、本会の運営に特別の功績があった者又は本会の事業について学識経験を有する者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任し、評議員会にその旨を報告するものとする。

3 相談役は、本会の事業について学識経験を有する者のうちから、理事長が、任期を定めて理事会に提案し、理事会の承認を受けた上で、委嘱するものとする。

4 会長は、本会の業務全般について、理事長の諮問事項について助言するとともに、評議員会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

5 相談役は、理事長の相談事項について参考意見を述べるすることができる。

6 会長の解任については、第27条の規定を準用する。ただし、同条中「評議員会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

7 相談役が、第27条第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、理事長は、理事会の承認を受けた上で、相談役を解任することができる。

8 会長の報酬等については、第28条(第1項後段を除く。)の規定を準用する。

9 相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用については第28条第2項及び第3項の規定を準用する。

## 第7章 理事会

#### (構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名する理事がこれに当たる。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

第32条の2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告には、適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び常務理事並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第34条の2 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定めるものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第36条 本会は、基本財産の滅失による本会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第37条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から

1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 38 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 39 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 10 章 情報公開等

(情報公開等)

第 39 条の 2 本会は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

(備置き書類及び帳簿)

第 40 条 次に掲げる書類及び帳簿については、主たる事務所に、備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員等名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類
- (5) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事録
- (7) 事業計画書
- (8) 収支予算書
- (9) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (10) 事業報告
- (11) 事業報告の附属明細書
- (12) 貸借対照表
- (13) 損益計算書（活動計算書）
- (14) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- (15) 財産目録
- (16) 財務諸表に対する注記
- (17) 監査報告
- (18) その他法令及びこの定款で定める書類及び帳簿

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令及びこの定款の定めによるほか、理事会の議決を経て、理事長が別に定める情報公開に関する規程によるものとする。

## 第 11 章 会員

(会員)

第 41 条 本会の趣旨に賛同する個人又は法人その他の団体を会員とすることができる。

2 会員の入会及び退会並びに会費等に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第12章 事務局

### (設置)

第42条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長及び重要な職員は理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第13章 補則

### (委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の理事長は、西原 正とする。

附 則 (平成27年3月19日)

この定款は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日)

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月27日)

この定款は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月19日)

この定款は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日)

この定款は、平成31年3月19日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日)

この定款は、令和2年3月19日から施行する。

附 則 (令和3年3月18日)

この定款は、令和3年3月18日から施行する。

附 則 (令和3年6月17日)

この定款は、令和3年6月17日から施行する。

附 則 (令和4年3月22日)

この定款は、令和4年3月22日から施行する。

附 則 (令和5年3月20日)

この定款は、令和5年3月20日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日)

この定款は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月18日)

この定款は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第9条の2の規定については、令和

7年3月18日から施行し、同年3月5日から適用する。

附 則（令和8年3月26日）

この定款は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表については、令和8年3月26日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財 産 種 別	預 金 等
投資有価証券と預金	有価証券 700,000,000円
	定期預金 35,500,000円